

事業復活支援金説明会を行いました！

尾北民商は3月25日(金)に、事業復活支援金説明会を開きました。

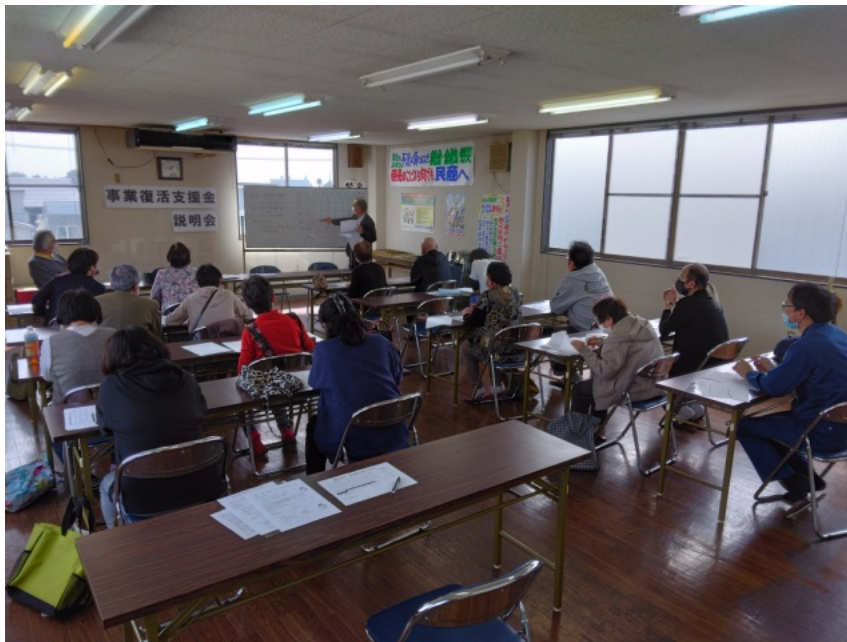
午後1時30分から昼の部を、午後7時30分から夜の部を行い、合わせて36人が参加しました。

当日は、兼松事務局長が申請の手順の説明の後、申請要件を満たしているかの判別のための計算法、事前確認・申請のために必要な書類などの用意についての話を行いました。

事業復活支援金の申請の手続きは、ネット登録 → 事前確認 → 本申請となります。申請の前提となる売上減が要件を満たしていないと、本申請が通らない事になります。売上減を比較する方法が、白色申告の人と青色・法人の人では違うため、自分で計算していたのと違う結果になってしまうことも考えられます。

当日は参加した皆さんが、配られた計算表に記入し、自分が申請した場合の給付額の計算を行ないました。

給付対象を判断するための「対象月」「基準月」



「基準期間」などの覚えておきたい用語も説明され、「白色申告だけど、いつの売上を平均すれば良いのか？」などの質問もされました。

事前確認については、民商会員の行政書士が日を決めて尾北民商会館で行なうことが説明され、必ず民商事務所に予約を取ること、事前審査に来るときは必要書類をすべてそろえておくこと、用意できていないものがあると当日来ても無駄になってしまうことなどを説明しました。

説明会の資料には、面談用の事前確認チェックシートや、「事業復活支援金に係る宣誓・同意書」、現金取引なので通帳振り込みのない人や一般顧客対象なので請求・領収書控えがない人のための「基準月の売上に係る請求書・領収書等又は通帳等の提出が不可能であることの申立書」も配られました。

事業復活支援金を申請したいが、給付要件を満たすかわからない、申請の手続きがわからないという方は、気軽に民商にご相談ください。

尾北民商
ニュース

2022年
4月4日号
TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390

民商共済会～あなたも助け合いの輪の中に～

民商共済は民商運動の助け合いの理念でつくられました。すべての民商会員・配偶者が無条件で加入できます。

還元率が高く、月々1000円の掛け金で3日以上入院時に1日3000円の見舞金などの制度があります。また満65歳以前に加入した人は、75歳になったときに長寿祝い金が送られます。



尾北民商共済会の独自制度として、2日(一泊)入院見舞金、夫のみ共済加入時の新生児誕生祝い金があります。

民商共済会には、従業員や事業主の同居家族も加入できます。また、事業主・配偶者の加入には、年齢などの制限がありません。

まだの方は是非ご加入ください。